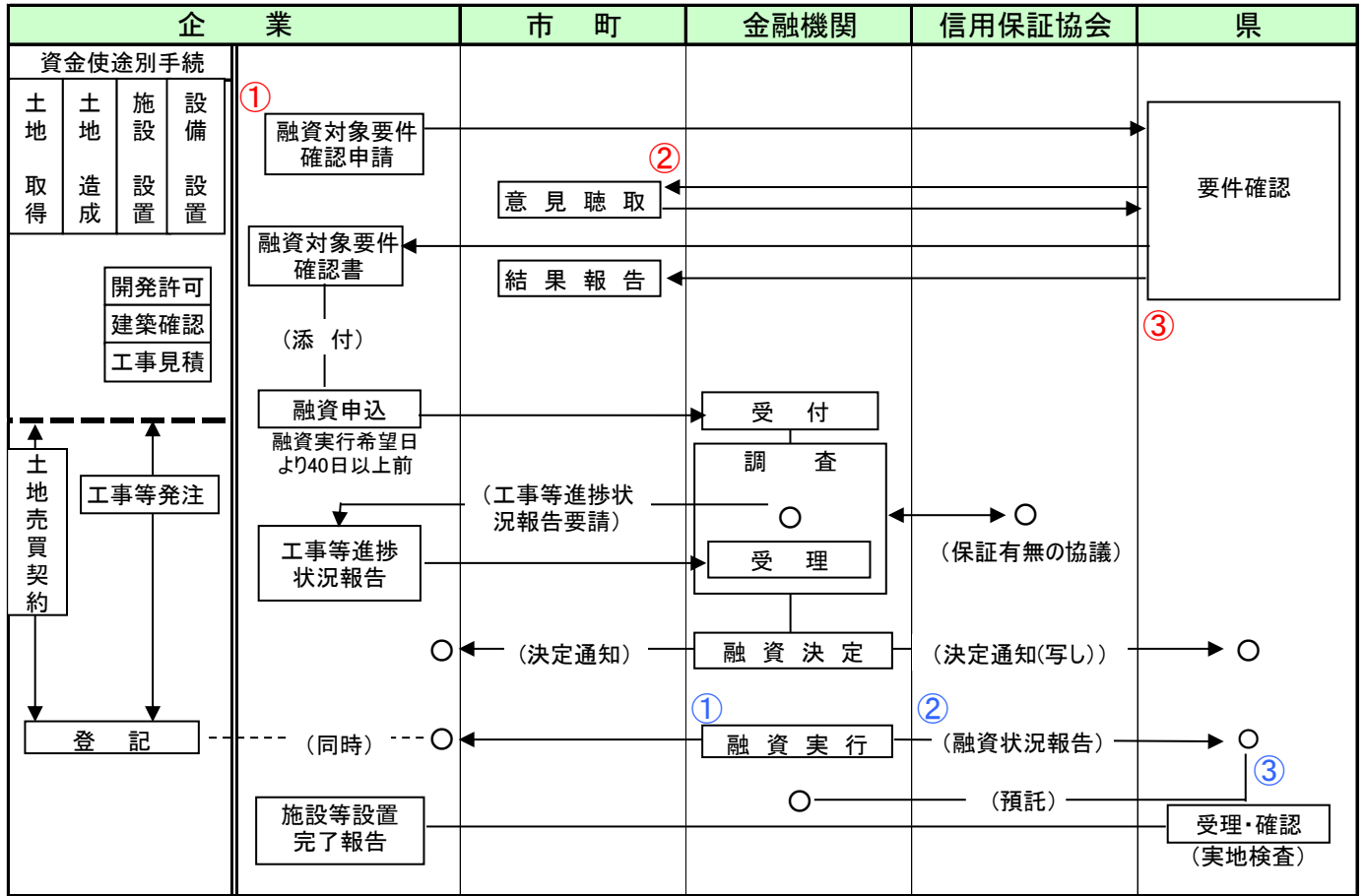
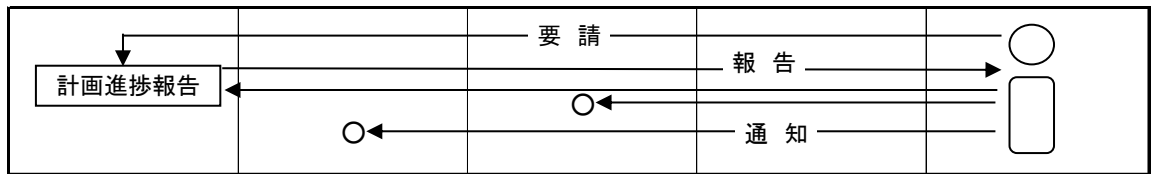


■産業立地促進資金融資フロー図



○工場等立地計画
進捗状況管理



<融資対象要件確認申請>

- ①融資を受けようとする者は、事前に「融資対象要件確認申請書」を添付書類とともに県へ提出。
- ②県は、当該工場等の立地予定市町に対して、意見照会を行い、市町は、市町総合計画・土地利用計画等との整合性について確認を行い、意見を付し、県へ送付。
- ③県は、立地地域・融資対象者要件・資金用途・工場等の工期等における審査を行い、融資対象要件を満たすものについて、申込の可否を「融資対象要件確認書」をもって事業者へ通知するとともに、併せて関係市町へ報告する。

<融資申込>

- ・申込可の連絡を受けた融資希望者は、申込書に「融資対象要件確認書」ほかの必要書類添付の上、金融機関へ提出。

<調 査>

- ・取扱金融機関は、融資の可否について調査を行い、必要に応じ、保証の有無について信用保証協会と協議する。

<工事等進捗状況報告>

- ・融資希望者は、当該工場立地計画の進捗状況を取扱金融機関へ報告。

<融資決定>

- ・金融機関は、調査の結果、適当と認めた場合は申込者へ通知するとともに、この旨を県へ通知する。

<融資実行>

- ①取扱金融機関は、融資決定後速やかに融資を実行する(登記と同時執行)。
- ②取扱金融機関は、毎月末現在の融資実況報告書を県に提出する。
- ③県は、融資状況報告書に基づき、取扱金融機関へ資金を預託する。